

建設文教委員会

開催日	平成26年12月11日
時間	午前9時30分～午前11時44分
場所	委員会室
出席議員	浅井 泰三、村瀬 勝哉、成田 義之、岸本 洋美 住田 元紀、渡辺 秀人、小崎 豊
欠席議員	なし
その他の出席者	加藤市長 永田副市長 葛谷企画部長 加藤人事秘書課長 河口企画政策課長 柴田総務部長 平子財政課長 川松建設部長 祖父江建設部参事 宮崎建設部次長兼上下水道課長 茶原上下水道課主幹 伊藤土木課長 横井土木課主幹 石田都市計画課長 加藤地域開発課長 永渕新清洲駅周辺まちづくり推進課長 齊藤教育長 櫻井教育部長 佐藤教育部参事 浅田学校教育課長 石田学校教育課主幹 栗本生涯学習課長 石田生涯学習課副主幹 前田スポーツ課長 菅野スポーツ課主幹 加藤学校給食センター管理事務所長 関係職員 木村議会事務局長 岩花議会事務局議事調査課長 鈴木議事調査課総務係長
議案又は協議事項	1. 建設文教委員会付託案件
備考	傍聴者 なし

(時に午前 9時30分 開会)

建設文教委員会委員長 (浅井 泰三君)

それでは、改めましておはようございます。ただいまから建設文教委員会を開催いたします。

9日の本会議において、建設文教委員会に付託となりました議案について御審議いただくわけですが、その前に市長のほうから御挨拶をよろしくお願ひします。

市長 (加藤 静治君)

改めましておはようございます。

委員各位におかれましては、本日は建設文教委員会に御出席誠に、御苦労さまでございます。

当委員会に付託いたしました議案について説明をさせていただきますので、十分なる御審議をいただきますことをよろしくお願ひ申し上げまして御挨拶とさせていただきます。

建設文教委員会委員長 (浅井 泰三君)

ありがとうございました。

傍聴はよろしいですか。

議会事務局議事調査課総務係長 (鈴木 徳雅君)

一般傍聴の方はおみえになりません。

建設文教委員会委員長 (浅井 泰三君)

そうですか。はい、わかりました。

それでは、当委員会に付託されました建設部及び教育委員会の所管でございます。

まず最初に議案第40号 清須市名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業施行条例案について説明をお願いいたします。

永渕新清洲駅周辺まちづくり推進課長。

新清洲駅周辺まちづくり推進課長 (永渕 貴徳君)

新清洲駅周辺まちづくり課、永渕でございます。よろしくお願ひいたします。

提出案件の3ページをお願いいたします。

議案第40号 清須市名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業施行条例案について御説明させていただきます。

初めに、提案理由といたしまして、この案を提出するのは名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業の施行に関し、必要な事項を定める必要があるからでございます。

4ページをお願いいたします。

名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業施行条例につきましては、第1章総則から第7章雑則までとなっております。

まず第1章総則についてでございます。第1条趣旨につきましては、清須市が施行する土地区画整理事業に関し、必要な事項を定めるものでございます。第2条事業の名称につきましては、名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業でございます。第3条施行区域に含まれる区域の名称につきましては、清須市清洲池新田地区ほかでございます。第4条は事業の範囲について定めたものでございます。

1枚はねていただきまして、第5条事務所の所在地につきましては、清須市西枇杷島町花咲84番地西枇杷島庁舎に置くものでございます。

次に、第2章費用の負担についてでございます。第6条につきましては、次に掲げるもののほかは施行者が負担するものでございます。次に、第3章土地区画整理審議会についてでございます。第7条審議会の名称につきましては、名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理審議会でございます。第8条委員の定数につきましては10人とするものでございます。第2項施行区内の宅地の所有者及び借地権を有する者から選挙される委員の定数につきましては、次の第3項の学識経験者2名を除く8人とし、その内訳は市長が別に公告するものでございます。第3項学識経験を有する者から選任する委員の定数につきましては2人でございます。

第9条委員の任期につきましては5年でございます。第10条選挙すべき委員につきましては、候補者のうちから選挙するものでございます。

6ページをお願いいたします。第11条予備委員につきましては、宅地所有者及び借地権者から選挙される委員についての予備委員を置くものでございます。第2項の予備委員の数につきましては、選挙すべき委員の数の半数以内でございます。第3項予備委員を定める方法につきましては、得票数の多い者から順次定め、得票数が同じであるときは市長がくじでその順位を定めるものでございます。第4項予備委員を定めた場合につきましては、予備委員の指名及び住所を報告するものでございます。第5項予備委員として定められた者につきましては、公告があった日から予備委員としての資格を取得するものでございます。第6項土地区画整理法施行令第35条第2項により、再選挙を行わないで当選人を定める場合、予備委員を新たに定めることができるものでございます。第7項委員を補充する場合につきましては、予備委員を定めた順位に従い補充するものでございます。第8項につきましては、補充により新たに予備委員となった者に、その旨を通知するとともに、指名及び住所を報告する規定を準用するものでございます。第12条

当選人または予備委員となるのに必要な得票数につきましては、有効投票の総数を選挙すべき委員の数で除して得た数の4分の1以上の数でございます。

第13条、法第60条の第1項とは、委員の補欠選挙についてであり、委員の欠員がそれぞれの数の3分の1を超えるに至った場合において、予備委員がないときは補欠選挙を行わなければならないというものでございます。第14条学識経験を有する委員に欠員が生じたときは、速やかに補欠の委員を選任するものでございます。第15条審議会の運営について定めたものでございます。

次に、第4章地積の決定の方法についてでございます。第16条基準地積の決定につきましては施行日、現在において、土地登記簿に記載されている地積とし、登記されていない宅地については施行者が定めた地積とするものでございます。

第17条基準地積の更正等につきましては、登記簿地積が事実と相違すると認めるときは60日以内に施行者に基準地積の更正を申請することができるというものでございます。第2項施行者は更正申請があった場合におきましては、関係人に立会いを求め、地積更正すべきと認められた場合、更正しなければならないものでございます。第3項施行者が基準地積が現地と明らかに違ふと判断した場合につきましては、関係者の立会いの上、実測し、基準地積を更正することができるものでございます。第4項施行者が施行区域全体の面積を実測して得た面積と登記簿による面積の合計に差がある場合につきましては、実測して得た地積をあん分して、宅地の基準地積を更正しなければならないもので、このときに既にみずから地積更正などを行うなど、施行日前に実測され、登記所備付けの地積測量図で明らかな宅地は認めないものでございます。

8ページをお願いいたします。第5項及び第6項施行日後に分割・合筆した場合につきましては、従前の基準地積は変更しないものでございます。第18条につきましては、借地権等の所有権以外の権利については、法第85条第1項の申告による地積とする。ただし、基準地積を超えるような申告のあった場合は基準地積とするものでございます。

次に、第5章評価についてでございます。19条評価員の定数につきましては3人とするものでございます。第20条宅地の評価につきましては、施行者がその位置、地積、土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聞いて定めることを規定したものでございます。第21条所有権以外の権利の存する宅地についての所有権及び所有権以外の権利の価格は当該宅地の価格にそれぞれの権利の価格の割合を乗じて得た額でございます。

9ページをお願いいたします。第2項につきましては、施行者が前条の価格、賃貸料、位置、

土質、水利、利用状況、環境等を総合的に考慮し、評価員の意見を聞いて定めるものでございます。

次に、第6章清算についてでございます。第22条清算金の算定につきましては、権利地積の価格と、換地の価格の差額を清算金の額とし、第2項において所有権以外の権利の存する宅地の清算金については、権利価格を所有権の価格と所有権以外の価格に配分した、それぞれの価格と前条の規定により換地について定めた、それぞれの価格との差額でございます。第23条換地を定めない宅地等の清算金につきましては、従前の権利価格でございます。

第24条清算金の徴収、または交付の通知につきましては、期限及び場所を定め、10日前までに納付または交付すべき者に通知するというものでございます。第25条清算金の分割徴収または分割交付につきましては、清算金の総額が10万円以上である場合は12ページの別表にございます定めるところによりまして分割徴収し、または分割交付することができるというものでございます。第2項におきましては、分割徴収の利率は財務大臣が定める利率とし、年6%を上限とするものです。また、分割交付は6%とするものです。第3項は分割納付を希望する者は届け出を行い、承認を受けなければならないというものでございます。

第4項、2回目以降の納付及び交付期限は6カ月を期限とするものでございます。第5項分割徴収または交付する場合は均等割とし、1回目に端数を加算するというものでございます。第6項分割徴収または交付する場合、毎回の納付及び交付額と、その期限を施行者が通知することを定めているものでございます。第7項及び第8項につきましては、繰り上げ納付または交付ができるというものでございます。第9項におきましては、滞納したときには納付期限を繰り上げて徴収できるということでございます。第10条につきましては、住所氏名の変更の届け出について定めたものでございます。

第26条督促手数料及び延滞金について定めたものでございます。11ページをお願いいたします。第27条仮清算をする場合においては第22条から26条の清算金を「仮清算金」と読みかえて行うというものでございます。最後に、第7章雑則についてでございます。第28条換地処分の時期、特例につきましては工事完了する以前においても換地処分を行うことができるというものでございます。第29条所有権以外の権利の申告、または届出の受理の停止について定めたものでございます。第30条、この条例に定めるもののほか事業の施行に関し必要な事項が、市長が別に定めるものというものでございます。附則として、この条例は事業の事業計画決定の公告の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

ありがとうございます。

では、ただいまから審議に入りますけれども、質疑者あるいは答弁者は必ず挙手をしてから、指名の後、名前を名乗ってから答弁に入っていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では質疑承りますが、質疑はございませんか。

渡辺委員。

渡辺 秀人委員

済みません。渡辺です。

いよいよ地権者の方にとっては、これから進むということで、一種の後報みたいだと思います。やっぱり区画整理が地元の皆さんの正しい理解ということで、この間もコンプライアンスだとかと言っておられましたけれども、アカウンタビリティということ而努力していくということだと思います。一般的にその組合施行の場合は当然何割かの大きな減歩、今、清須市の中で春日なんかは49.99とか49.77、かなり半分ですよ、ということで進めてるわけですよ。ここは市施行だということですが、当然地権者の方にとっては気にはなるということですが、減歩というのは、これは生じるということでもいいと思うんですけどね。平均どれだけかということでの理解はしておられましたでしょうか、地元の方々。平均の数字も、ちょっとあわせていただければと思います。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

永渕新清洲駅周辺まちづくり推進課長。

新清洲駅周辺まちづくり推進課長（永渕 貴徳君）

前回の全体説明会におきまして、事業計画の概要について案ということで御説明を申し上げた中で、平均の減歩についても申し上げております。最初の区画整理の減歩といたしましては公共減歩としまして、ちょっとお待ちください。

渡辺 秀人委員

正確な数字じゃなくてもいいですよ。

新清洲駅周辺まちづくり推進課長（永渕 貴徳君）

済みません。ごめんなさい。平均減歩率は25.08%で、原価買収のほうは21.25%と

いうことを御説明申し上げました。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

渡辺委員。

渡辺 秀人委員

まあ出席者ということだと思っんです。出席しておられない方かなりおられたと思っんです。そこへのフォローは改めて資料を持って行って説明をなさいましたか。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

永渕新清洲駅周辺まちづくり推進課長。

新清洲駅周辺まちづくり推進課長（永渕 貴徳君）

新清洲駅周辺まちづくり課、永渕でございます。今の御欠席された方につきましては資料の送付で、みえる方については御説明を直接させていただいたり、みえない方については文書で、書類を置いていったという格好で御説明をさせていただいております。その後また質問等があればそこへ行って説明もさせていただいておるということでございます。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

渡辺委員。

渡辺 秀人委員

ちょっと私が何人かとお目にかかった段階では、やっぱりなかなか会の案内もそうなんですけど、置いておいて、なかなかじゃあ理解をしたかと、要はもう、それなりの年配者になってきている方も多くて、読む気力が余りない、現実は。かと言って、まあいざとなれば、当然ですけれども、自分たちの資産、財産にかかわってくる負担ということになれば、やっぱり一定の抵抗がやがて出てくるということになるんだと思っんです。その意味でやっぱり送付ということが、そんな地権者が多くはないと思っんです。ちょっと丁寧にやっていただいたほうが後でのトラブルというか、理解の進み方というのは早いんじゃないかなと思っしますので、まあその点改めて要望しておきたいと思っます。

それから、まあこれまちづくりに当然深くかかわってくるという事業ということになるんですが、常々、例えば反対側、高架の反対の新清洲一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、あるいは五・六丁目も含めてですが、もちろん土田のほうも一軒一軒ということですよ。上条もですね。ああいう人たちが当然往来という話は気にはしておられました。当然ですけれども、商店街とか、ごく組織的にという活動ができてるかどうかは別にしまして、一部の方の協議はある。かと言っ

て、じゃあ一般の在住者の方がいないのかと言えば、実はそういつて随分前からおっしゃっておられて、どうなるのと言って。具体的に提案をしたいとか意見があるという方も確認はしてるわけです。事実そういう方ありますので、かと言って、言える場所があるのかとか、あるいはそのまちづくりでのいろんな制約もありますから、その理解が進むのかということになると、なかなかそうはなっていない。ですから、往来、一方的にとか、今の段階では、バイクとか自転車はともかくとしても車の往来はしないという計画にはなっているわけですが、その辺での多様な意見も実際にはあるだろうと思いますし、町内的にも例えば反対側、商業地域とかいろいろな交渉もこの中に出てきているわけで、それとの連動ですね、当然、表側、どちらが表か裏かという話がありますけども、両方の町内会がですね、まちにかかわる、それぞれの既存のところと、新規今回やるところの連動ということで両方が影響が出てくるわけで、プラスもあれば必ずマイナスもある。そういう意味でのまちづくりへのかかわり、意欲というのが全体的に出てこないといけないです。そういう意味で、まだ既存の新清洲側のほうには十分な報告とか、連絡とか、あるいはその意見を吸い上げる。まちづくりへの皆さんの意欲をさらにかき立てていくという仕組みにはなっていないんじゃないかなと思うんです。

例えば、その町内的にも、例えば産業課なり、あるいはほかの関係する課との連携というのは、ちょっと気にはなるところですから、その点は今どうなっていますでしょうか。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

永渕新清洲駅周辺まちづくり推進課長。

新清洲駅周辺まちづくり推進課長（永渕 貴徳君）

ただいま、委員が御質問の周辺の関係はどうかという御質問ですが、名鉄の新清洲の駅の拠点といたしましたこのまちづくりにつきましては、まずこの新清洲の土地区画整理事業を確実に実施をして軌道に乗せていくということが大前提で大事な事かというふうに今考えております。そういったことと並行いたしまして、今、御指摘のありましたような段階的に周辺への説明だとか、そういったことを話し合い等はしていきたいというふうには考えております。

今まで新清洲のほうの説明も区域外がございますが、要請があった中で2回ほど説明にも伺っております。そういったことで横の連携をとりながら今後も進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

渡辺委員。

渡辺 秀人委員

まあ関心がある方がありますので、やはりまちづくりへの参加ということも含めて、やがてそのワークショップもあるかもしれませんが、そういったことも含めて、いろんな機会を設けていただきたいと思います。当然ですけども、やっぱり地権者の方の理解がまずは一番進むということですから、そういう意味で先行的にそこがやってらっしゃるということだと思わなければならないんですけども、説明も含めて。かと言って、同時にやったほうが好ましいということも中にはいろんな事業へのかかわりとしてはありますので、いろんなその事業を進めていく中での準備ということはありませんけれども、意見の言える場所というか、その辺もつくっていただければ、より市民の皆さんの関心も高まると思いますのでうまく配慮して、いち単なる建設関係の事業ということだけじゃ終わらせずに、輻輳する意味での事業効果というのをしっかりと出していきたいということをお願いしておきたいと思います。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

答弁はよろしいですか。

じゃあほかに御質疑のある方、いかがですか。

岸本委員。

岸本 洋美委員

岸本です。

第三章の土地区画整理審議会のことですが、委員の定数が10名ということで、その中2名が学識経験ということですが、この学識経験の方はどのような方ですか。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

永渕新清洲駅周辺まちづくり推進課長。

新清洲駅周辺まちづくり推進課長（永渕 貴徳君）

新清洲駅周辺まちづくり推進課、永渕です。

学識経験者につきましては、都市計画に精通された愛知県の県の職員さんですとか、それから都市整備協会さんの理事さんなど、そういった方を予定しております。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

岸本委員。

岸本 洋美委員

岸本です。

例えば、大学の教授とかそういう方も入られることもありますか。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

永渕新清洲駅周辺まちづくり推進課長。

新清洲駅周辺まちづくり推進課長（永渕 貴徳君）

新清洲駅周辺まちづくりの永渕です。

今おっしゃられるように、そういうこともあります。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

岸本委員。

岸本 洋美委員

それで、今まで、清須市内区画整理ありますが、どういった方がなってみえますか、現在は。他にも区画整理のことありますよね、その中の学識経験の方は。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

永渕新清洲駅周辺まちづくり推進課長。

新清洲駅周辺まちづくり推進課長（永渕 貴徳君）

新清洲駅周辺まちづくりの永渕です。

今までは、市施行というものがなかったものですから、審議会というものが組合の中ではなかったものですから、都市計画審議会だとか、そういったときの学識経験者というのは、おっしゃられたような大学の先生だとか、そういう精通した方がなっておられます。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

岸本委員。

岸本 洋美委員

では、今おっしゃったように、それはそちらの担当の課のほうでまずは調べられるというか、推薦というか、どういう格好で決まっていくんですか。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

永渕新清洲駅周辺まちづくり推進課長。

新清洲駅周辺まちづくり推進課長（永渕 貴徳君）

永渕です。

今、何らかの情報の中にございましたけども、市のほうで選定をいたしまして、そういう審議

会のほうに2名を入れさせていただくという形のもとでやらせていただきます。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

岸本委員、よろしいですか。

岸本 洋美委員

はい、わかりました。

以上です。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

それでは質疑を終わります。

それでは、清須市名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業施行条例案について採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第40号、本条例案については、原案のとおり承認されました。

では次に入りますが、ちょっと所管が飛びますけども提案順に審議してまいりますので、よろしく申し上げます。

では、議案第46号 清須市立幼稚園授業料等条例の一部を改正する条例案について、説明をお願いいたします。

浅田学校教育課長。

学校教育課長（浅田 克幸君）

学校教育課の浅田でございます。

同じ資料提出案件の35ページをお願いいたします。

議案第46号 清須市立幼稚園授業料等条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年12月1日提出

清須市長 加藤静治

提案理由、この案を提出するのは、子ども・子育て支援法の成立に伴い、市立幼稚園授業料に応能負担を導入するとともに、授業料等の適正化を図るため必要があるからです。

36ページの方でございますが、清須市立幼稚園授業料等条例の一部を改正する条例案、内容について御説明をさせていただきます。

まず、国が示しております子ども・子育て支援新制度におきます利用者負担の考え方でございますが、世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して定めるということで、この部分が応能の負担というところでございます。それから、所得階層の区分を決定するに当たっては市民税額をもとに行うと、それから4月から8月までの負担額については前年度市民税額を用いて算定をし、9月から翌年3月までの負担額については当該年度市民税額を用いて算定するというように示されております。こういった考え方をかんがみまして改正をさせていただくものでございまして、第2条では授業料等の額を規定いたしております。現在は1号で授業料年額7万3千200円。2号で預かり保育料1時間80円ということで規定をしておりますが、改正といたしましては、第2条第1項で、幼稚園の授業料は幼稚園に通園する幼児の保護者の属する世帯の所得の状況、その他の事情を勘案し、別表に定めるところにより決定するものとする。ただし、8月末の授業料にあつては当該年度の前年度分の市町村民税の課税状況に、9月以後の授業料にあつては当該年度分の市町村民税の課税状況によるものとするということで、別表が37ページのほうについてでございます。一番上でございます。区分につきましては、生活保護法による被保護世帯、次に市町村民税非課税世帯、もしくは市町村民税所得割非課税世帯、上記以外の世帯ということで3つの区分とさせていただきます。この中で基本となります授業料を7千円ということで規定をさせていただきました。第2子につきましては、その2分の1、第3子については無料となるというものでございます。また、備考のところでは第1子、第2子、第3子の定義を示させていただいております。清須市立幼稚園の授業料につきましては、平成17年の合併以後、改定をしておらず、適正化を図るというものでございます。月額授業料につきましては国の基準、あるいは尾張分などの、公立の幼稚園の現在の授業料を参考といたしまして、また本市の園児一人当たりの経費を算定をし、基本額を決定いたしましたものでございます。

また、第2条第2項で預かり保育料について、1時間につき、現行80円のものを100円ということで改定をさせていただくものでございます。その他、情報等を精査をいたしまして、必要な事項の改正を行わせていただくものでございます。

37ページの下段でございますが、附則として、この条例は平成27年4月1日から施行する。

第2項において、この条例による改正後の清須市立幼稚園授業料等条例の規定は平成27年度以後の授業料等について適用し、平成26年度までの授業料については従前の例によるというものでございます。

以上、よろしく願いをいたします。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

はい、ありがとうございました。

それでは、質疑を承ります。いかがですか。

岸本委員。

岸本 洋美委員

岸本です。

2、3点、ちょっとお尋ねします。今、今回のこの金額の設定の根拠が国の基準ですとか、尾張分になっている中でおっしゃいました。それで、ちょっとどうかなと思ったのは、これまで一律6千100円でしたが、例えば保育園ですと、3歳、4歳、5歳、これ年齢によって保育料が違うんですが、幼稚園の場合はこれはもう一律3歳であろうが、5歳であろうが、第1子というのはこの金額ということなんですか。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

浅田学校教育課長。

学校教育課長（浅田 克幸君）

学校教育課、浅田でございます。

幼稚園の場合は、3歳、4歳、5歳、同じということで今までもやってまいりましたし、今後もやっていくということで考えております。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

岸本委員。

岸本 洋美委員

これはもう国の基準がそういうふうになってるんですか。自治体で例えば変えることができるとか、そういったこともあるんですか。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

浅田学校教育課長。

学校教育課長（浅田 克幸君）

国のほうからもこういった例は示されておりますけれども、市町村において定めることもできますけれども、現在までの国の基準、それから国の基準の中でも一応こういった3歳、4歳、5歳、同じ金額ということでの示されておりますので、同じ考え方でいきたいということでございます。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

岸本委員。

岸本 洋美委員

岸本です。

いいんでしょうが、どうしても保育園と比べると3歳はやっぱり5歳より手がかかるだろうになという、こう思うわけですね。それでやっぱり3歳児と幼稚園の3歳児と比べるとはるかに違うので、もともとその保育と幼稚園は違うと思うんですが、この辺のところは特に議論というのは何もなくすんなりだったんでしょうか。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

浅田学校教育課長。

学校教育課長（浅田 克幸君）

学校教育課、浅田でございます。

議論といいますか、一応、幼稚園として今までと同じような形で組み立てをさせていただきました。今後、また保育所の関係等も出てまいりますので、またその辺は精査をしてまいりたいと思います。現在はこういった考え方で進めさせていただきたいというふうに考えております。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

岸本委員。

岸本 洋美委員

特に、西枇杷島幼稚園を思いますと、はるかにやっぱり3歳児で安い。片や保育園は高いとなれば、明らかに選択も変わってくると思うんです。上げるというわけじゃないんですが、やっぱり両方の均衡というのは、ある意味ではやっぱりどんなのかなというのを少し疑問に思ったりもします。当然ここに給食費がプラスされると思うんですが、給食費がプラスされて幾らになるんですか。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

浅田学校教育課長。

学校教育課長（浅田 克幸君）

給食費が3千600円でございますので、27年度からは1万600円が月額になるということでございます。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

岸本委員。

岸本 洋美委員

はい、わかりました。

それで、この件は4月1日から施行、実施ということですが、保護者の方への周知はどのように、いつされますか。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

浅田学校教育課長。

学校教育課長（浅田 克幸君）

学校教育課、浅田でございます。

この議会で提案をさせていただいておりますので、この議会で議決をいただければ、年明け早々に文書をもって各保護者の方々に御周知をさせていただきたいと。それから、新入園児につきましては、年明け、2月に幼稚園のほうへのまた体験等もございますので、そういった場で周知をさせていただきたいというふうに考えております。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

岸本委員。

岸本 洋美委員

まあ1月、2月とおっしゃいますけども、その新入園児2月ではもう決まってるんですよね、入る方は。遅いのではないと思うんですが、その辺は大丈夫なんですか、周知は。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

浅田学校教育課長。

学校教育課長（浅田 克幸君）

学校教育課、浅田でございます。

入園説明会の折にも少し具体の金額は申し上げられませんが、この子ども・子育て新制度の中で、授業料についても見直しをさせていただくこともございますので、御承知おきくださいという前ふれはしてございますが、2月と言わずに可能であれば早い段階で周知に努めたいと

思います。

以上でございます。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

岸本委員。

岸本 洋美委員

はい。その辺がこの12月議会で決定すれば、やっぱり早い段階で保護者の方も上がる上がると言いながら、どのくらい上がるんだろうとか、御不安もあると思いますので、やっぱり決定次第少しでも早く周知をと思います。

以上です。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

よろしいですか。

それでは、他に御質疑はございませんか。

（ 「なし」 の声あり ）

では、よろしゅうございますね。

それでは清須市立幼稚園授業料等条例の一部を改正する条例案について、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって、議案第46号、本条例案については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第48号 公の施設の指定管理者の指定についてを説明をお願いいたします。

栗本生涯学習課長。

生涯学習課長（栗本 和宜君）

生涯学習課長の栗本でございます。

提出案件の41ページをお願いいたします。

議案第48号 公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法、昭和22年法律第67号、第244条の2第6項の規定により、下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

平成26年12月1日提出

清須市長 加藤静治

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称については、清須市夢広場はるひで
ございます。2、指定管理者となる団体につきまして、TRC・名古屋三越グループ共同事業体、
代表者所在地、東京都文京区大塚三丁目1番1号。名称、株式会社図書館流通センター、構成員
所在地、愛知県名古屋市中区栄三丁目5番1号、名称、株式会社名古屋三越営業本部栄店外商部。
3、指定の期間でございます。平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とし
ております。よろしく願いいたします。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

それでは、質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。よろしいですか。

渡辺委員。

渡辺 秀人委員

このあたりにもありますけど、両方とも指定管理をお願いしているということでの評価が出て
いるわけですね。これぱつと見ると随分点数にも開きありますけど、評価の仕方が違うという
ことではありますと思いますけど、この夢広場はるひのほうは低いと言えれば低いし、中間といっ
たら中間で、中間だったら困るんですけどね、満点ということに対しての具体的な評価、どこま
で目指してるのかということですよ。もちろん、その対象になることについて、市側の予算的
なことでの問題で、とても及ばないという部分もあれば、あるのかどうかわかりませんが、あ
るいは業者の独自の能力の部分で欠けているという部分もあればとか、いろいろケースはあると
思うんですが、この満点のを想定してる部分では何を目指してるのですか。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

栗本生涯学習課長。

生涯学習課長（栗本 和宜君）

栗本でございます。

満点というのは、本当にすばらしい施設であって、これ図書館、美術館、文化の中心として、
清須市の中心となる施設と3施設一体の中の施設ということで、満点というふうに見られると思
われるんですが、実際この評価をした際には、現状の実情、それから3施設一体との考え方とい
うものがちょっと厳しい点となって出たのではないかなというふうに考えております。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

渡辺委員。

渡辺 秀人委員

今申し上げてるのはね、要は現状の施設で当然十分に利用し、そして市民も巻き込みいろんなワークショップもろもろ含めた、その満足度を狙っているのか、さらに予算の現状にもさらに加味できればもっと高くなると。要するにその満足度が高まるよという部分がさらに広がるのかという意味合いです。要するに現況限られた財産の中で運営をしているわけです。当然、その事業者は一定の制約を受けてるわけです。その満点というのはどこを基準にしてるのかということです。制約の中で評価をするのか、あるいは理想を求めた部分での満点ということを目指していくのかということですよ。もっとも、市に原因があれば当然その中でしか事業者が評価されないわけですから、そうしたことも含めて何を狙った、その評点をこの評価の中でしているのかという意味なんですよ。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

栗本生涯学習課長。

生涯学習課長（栗本 和宜君）

栗本でございます。

委員のおっしゃられたとおり、財政面から見た制約のある中での評価に対するものと、それから理想を求める市民のサービスに理想を求めるものと半々の気持ちで審査はされていると思います。現状を見たところで評価点の中でも、この予算の中ではこれでもう十分だよねというところもありますし、このサービスについてはもうちょっと向上できるんじゃないかというところで、その中で折半した状態で評価のほうはされているというふうに考えております。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

渡辺委員。

渡辺 秀人委員

はい、わかりました。

それはそれで結構なんですけど、ただ、そこでは今後どう改善するのかということも含めた部分で、では今後どうするのかということですよ。この評価に当たってもいろんな意味での連携というのが十分にできるのかと。もちろんその施設面での管理ということもありますけれども、それ以外に、やはりその図書館ですから、レファレンス機能だとか、いろんなことでのサポート体制、市民に対する情報の提供ということも含めて、課題はあると思うんです。そうした点での

今、図書館大体評価されたり、あるいは新聞に載ったりという、ちょっといろんな工夫が随分なされているところですよ。その意味での現状はどう認識をなさっておられるのか。足りないとか、情報というのはやっぱり整理しなければうまく提供できないわけで、その整理ができていないのか、それからあと人材育成ですよ。当然ですけど、一人で全てフォローするというのは、それはパートであれ、あるいは常勤の職員であれ、なかなかやれないということだと思いますよ。その点も含めて、まずレファレンス機能についてちょっと伺いたい。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

栗本生涯学習課長。

生涯学習課長（栗本 和宜君）

栗本でございます。

レファレンス機能につきましては、専門知識を持った、図書館の専門知識を持った司書が担当しております。利用者の方の質問に答えるということで、専門的な知識を持った方ということをやっておるわけですが、図書館内のまず蔵書面、図書館の中の蔵書内を検索させていただきます。それから、今、図書館の中にない蔵書とかにつきましては、他の図書館との総合貸借制度というものが、これは全国図書館協会、これは清須市の図書館も協会に入っておりますが、愛知県の図書館を中心に現在は東海3県及び北陸の一部、福井市のほうから一件あったんですが、そういったところからの他館からの相互貸し出しということで対応しております。

また、情報のネットワークということで、市民のPRのコーナーとかビジネス支援コーナー、ヤングアダルトコーナー、育児支援コーナーなどといった、そういった専門的なコーナーを設けながら市民の情報の発信をする中心地となるような形での図書館を目指していきたいと考えております。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

渡辺委員。

渡辺 秀人委員

言うのは簡単なんですよ。結構、しかし、レファレンス機能って本当は何かということなんです、現実には。というのは本も常識的、あるいはその一般的な職員が持っている常識も一般的であれば、その程度の情報にこだわっちゃうということです。さらに本来、先進的に求められた、あるいはもう発表されたようなデータというのは実は中にはあっちこっちあるわけですよ。かと言って、そうしたことも含めて職員が理解してるのかということ、ちょっと疑わしいところが、私はあ

と思うんです。そうしたことも含めた御本人なり、あるいは体制の中でのいろんな人材育成というのが本来的には求められている。そうすれば、その機能、情報を発信していくという意味での役割というのは、もっと高まっていくということだと思うんです。そういう意味からすればこんなちっぽけな図書館なんで、もっと本来的にはちゃんと特化をしてやっていくということは私は好ましいとずっと思っているんですけども。そういうことも含めてですけれども、いずれにしましても人材育成、それからどこを主力にしたレファレンス機能のいわゆる重視をするのが、数多にわたって全てに対応できるよというならいいんですけども、なかなかそうはならないわけです。やっぱり特異性を持ったところで、とにかく情報を整理できるという体制にとらないとあちこちから頼られる図書館というか、情報を発信できるような配置づけにはなっていないだろうと思いますので、そうした点も含めて、今後もその運営の努力をお願いをできればと思うんですが、要望して終わりたいと思います。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

他に。御質疑ございませんか。

それでは質疑を終わります。

公の施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

< 挙 手 全 員 >

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第48号、本案は、原案のとおり承認されました。

次に、議案第49号 公の施設の指定管理者の指定についてを説明をお願いいたします。

前田スポーツ課長。

スポーツ課長（前田 剛史君）

スポーツ課長、前田でございます。

提出案件の次のページ、43ページをお開きください。

議案第49号 公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第6項の規定により、下記のとおり、公の施設の指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

平成26年12月1日提出

清須市長 加藤静治

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、清須市新川地域文化広場、通称カルチバ新川でございます。2、指定管理者となる団体、株式会社スポーツマックス・三幸株式会社共同事業体でございます。代表者は所在地、愛知県名古屋市緑区、名称、株式会社スポーツマックス。構成員所在地、東京都千代田区大手町、名称、三幸株式会社。指定の期間、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

それでは質疑を承ります。質疑はいかがですか。ございませんか。

渡辺委員。

渡辺 秀人委員

結構評点が高いんですけど、前もちょっとお邪魔1回しかしてありませんけど、自分で使ったときには、ジム機器ですよ、ここはいろいろ、あれ一つしか書いてなかった、要するに説明が。

本当はいろんなお話を聞くと、例えば前を向いてやる機械も同じ機械ですよ。あるいは後ろ向いてやるのと鍛えられる筋肉が違っているというのが当たり前のようなんです。それは、いろいろやり方だとかによって、本来全て網羅されてて、自分の目指すものがやれるということが一つだったりとか、そういうふうにやれるようになったんですか。

僕が行ったときには一つしか書いてなかったんですよ。極めて一般的なもの。同じ機材をより有効に使うということからすれば、それは行った人からしても、そんなことは思っていないわけで、一般的には。使われなかったとしてももったいないと、同じものを有効に使われたいという話になるわけで。その点、修正されてるのかどうか、ちょっとお尋ねしたい。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

前田スポーツ課長。

スポーツ課長（前田 剛史君）

スポーツ課長、前田でございます。

カルチバのトレーニング機器につきましては、非常にたくさん種類がございます。一つの機器をとりましてもいろんな運動処方、いろんな運動種目ができるという機器をそろえておりますので、それぞれインストラクター、指導者におきまして、それぞれの機械の説明、表示をしたりというようなこと努めております。それから、利用者のそれぞれの目的がございますので、その目

的に合わせたトレーニング処方、運動処方を紹介するように、そのように今努めているところでございます。

以上です。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

渡辺委員。

渡辺 秀人委員

その表記はどうなったのかということです、まずは。表記を僕が行ったときは一つしか表記されていない。それから、説明というのも極めて何というか、本来的にはいろんなものをみんなの機械使うこともあればそうじゃないこともなければいけない。今度、ミックスしてるということからすれば。まあやっている方を最後まで見てると、ほとんど機械使ってばかりなんです。やらない、私は単に別に何もそのマットさえあればいいということは、幾らでも実はやれることはたくさんあるわけですよ。そのほうが本当はその高齢の人たちにはいいという話も幾らでもあるんですけど、大体お時間があると言ったら高齢の方なので、大丈夫かなと思うぐらいにやっていらっしゃる方もありますけど、その点も含めて、まず表記が適正なのか、全部書けとは言いませんけども、例えば、ここが効きますよ。それが例えば説明しますみたいなことは指導者にお尋ねくださいとあって、表記がしてあればいいわけです。でも表記をしてなければ、それしかやらない、それしか効かないと思うのは当たり前なんで、その点の確認です。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

前田スポーツ課長。

スポーツ課長（前田 剛史君）

スポーツ課長、前田でございます。

表記のほうは簡単でございますが、一通り全部この機械、マシーンの一通りのことはしてございます。その他、その人によって運動強度とかは違ってきますので、その辺のところは詳しくはインストラクター、指導者にお聞きくださいということは明記してございます。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

渡辺委員。

渡辺 秀人委員

変わったということだね。

私が行ったときは全然そんなことは書いてなかった。一つしか書いてなかった。それではちょ

っとおかしいから、前ちょっと申し上げたのは。その後はお邪魔してませんで、よくわかりませんが、その点の確認。

それから、要はお邪魔されるというのか、利用者は健康維持が結構多いんです。あるいはちょっと女性の方でも筋肉隆々とは言いませんが、筋肉をつけるようにやっていたらっしゃる方も少ないですけどもありますよね。ただ、目的が違うということなんですけど、一番は健康目的という方が圧倒的に多いのかなとは思いますが、ただ、そこの中で隣の部屋でエアロビクスやってる人たちはそれはそれで一つの志向性としていいとは思いますが、要は、ただストレッチだけということでの対応という部分には、ちょっとそこまでやってんのかなという感じだったんです、前のときは。本当は広く指導者も理解をし、多分機械だけじゃなくてマットもありますから、幅広い活用ということと、それから体に優しいということからすれば、そこもしっかりとやれているのかどうか、そういったことがこの評点につながっているわけです。

やるところだけ、欠落しているところがあれば、それは減点なんで本来は。そうしたことの満足度、いわゆる目指す部分、今のこの管理の状況からしてどうかということです。それからあわせて屋根は当然こちら側の方の予算の問題もあってほったらかしだったわけですけど、まあその点への事業者の責任は、もし仮に予算であれば評価からは当然削られるべきで、減点にはならないわけです、本来。そうした点も含めて、どう認識をして、この停止になっておられるのか、ちょっとお尋ねしたい。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

前田スポーツ課長。

スポーツ課長（前田 剛史君）

スポーツ課長、前田でございます。

今、委員おっしゃられたとおり、おみえになる方々はそれぞれの目標を持って、それぞれの体力に合わせた運動を目的としておみえになります。インストラクターも隅々まで100%行き届くかということは、これはちょっと無理な話でございますが、できるだけ100%に近い、皆さんのニーズに沿ったような、そういった指導、アドバイス、そういったところができるようにということで、今、指定管理者のほうと話し合いを進めているところでございます。

それから施設の問題でございますが、現在、カルチバ新川のほう、4年間かけまして、心臓部分、ヒートポンプといいますか、そういったところの改修工事をやっております。これが来年度までかかりますので、それ以後、大規模改修ということで順次、屋上防水ですとか、そういった

ところにかかっていくというような予定をしております。

以上でございます。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

よろしいですか。

渡辺 秀人委員

結構です。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

では他の委員、御質疑ございませんか。よろしゅうございますか。

では質疑のほう終わりました、議案第49号のほうの公の施設の指定管理者の指定についての採決をいたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

はい、ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって、議案第49号は、原案のとおり承認されました。

休憩とりますか。よろしいですか。行きますか。

では、次に行きます。

次に、議案第50号 市道路線の認定について説明をお願いいたします。

伊藤土木課長。

土木課長（伊藤 良雄君）

土木課の伊藤でございます。よろしく申し上げます。

議案第50号 市道路線の認定についてでございます。

提出案件の45ページをごらんください。

市道の路線認定についてでございます。道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線の認定をすることについて、同条第2項の規定により議会の議決を求めるということです。

平成26年12月1日提出。

清須市長 加藤静治

提案理由でございます。この案を提出するのは、道路の新設に伴い、市道路線の認定をする必要があるからでございます。別冊の議案第50号 市道路線の認定、調書及び図面をごらんくだ

さい。

表紙をはねていただきまして、認定路線、路線番号、4千916、路線名、鳥出3号線でございます。起点が清須市春日鳥出114番地地先から同所の137番地地先までの161mでございます。水場川調節池の用地買収造成に伴う新設路線でございます。位置につきましては図面のほうをごらんいただきますようお願いいたします。

以上で説明終わります。御審議のほうよろしくお願いいたします。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

はい、ありがとうございました。

それでは、質疑のある方はございませんか。

小崎委員。

小崎 豊委員

小崎です。

ちょっとこの議案とあれかもわかりません、これ調整池としては、これ図面がありますよね、これのどこになるんですか。今度調整池としてできる場所が。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

伊藤土木課長。

土木課長（伊藤 良雄君）

土木課の伊藤でございます。

今、お手元の図面の4千916の鳥出3号線が北から南へ線が引っ張ってございます。この右側と水場川の間でございます。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

小崎委員。

小崎 豊委員

そうすると、今回南北に新しい道路ができるということで、その調整池の中に入ってしまう道路、東西の、これ2路線ありますよね。これは残る、それとも道路部分をこれ全部掘っちゃって調整池になるのか、そうしないと三つ池をつくらないといかんもんだけどどういうふうにできるのですか。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

伊藤土木課長。

土木課長（伊藤 良雄君）

今、御質問のとおり、東西の道路真ん中に2本及び水場川沿いの南北の道路堤防道路でございます、この3路線につきましては、調節池ができるときには掘ってしまい路線がなくなります。今回、この路線認定をするのは、この水場川の堤防の南北を代替する路線として設けるものでございます。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

小崎委員。

小崎 豊委員

そうすると、調節池に完成間近になったら、これ済みません、路線は廃線というのは、またこれ議案にかけるわけですか。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

伊藤土木課長。

土木課長（伊藤 良雄君）

はい、今の御質問のとおり、その時期が来ましたら廃止認定をするものでございます。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

小崎委員。

小崎 豊委員

まあ時期的なものですけど、大体、この工事期間を含めた、大体いつごろに、この池の完成を目指してみえて、いつごろ次のあれが出てくるのかわかりましたら。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

伊藤土木課長。

土木課長（伊藤 良雄君）

まず、本年度土地所有者と隣地境界の立会いを行いまして、将来の池及び、道路の予定地の立会いを行いました。本年、また次の補正のほうで上がってきますけども、本年度26年度から用地買収を行いまして、当面平成32年ごろを目的にして用地を確保し、その後整備に入るとというのが順番でございますが、できる限り愛知県にはこの調節池以外の河川の改修をできるところから下流から行ってもらうように要望はかけてまいりたいと考えております。

以上です。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

小崎委員。

小崎 豊委員

32年までに用地買収と言われましたけど、この地区は御存じのように東海豪雨の当時から大きな被害を受けていると。また近年、随分開発が急に進んでいますので、以前と比べてもっと調整機能が、水田の保水能力、低下しているという、やっぱりどうしても不安抱える地区ですので、32年と言わず、県のほうのあれもあると思うけど、できるだけ早い完成を目指すように尽力のほう、建設部も含めて市長さんのほうにも要望します。

要望で結構です。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

はい、よろしいですか。答弁はよろしいですね。

それでは、他に質疑を終わります。よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

では、質疑のほうを終わります。

伊藤土木課長。

土木課長（伊藤 良雄君）

土木課の伊藤でございます。

申しわけございません。32年とお答えしましたが、30年を今、目標にしております。申しわけございません。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

では、縮まったところで小崎委員よろしいですか。

小崎 豊委員

はい、結構です。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

それでは、質疑を終わります。

では、市道路線の認定について採決いたします。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

ありがとうございました。全員賛成であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり承認されました。

それではここで、45分まで休憩をとりたいと思います。よろしくお願いいたします。

(時に午前10時32分 休憩)

(時に午前10時45分 再開)

建設文教委員会委員長 (浅井 泰三君)

それでは、休憩を閉じさせていただきまして再開いたします。

次に、議案第51号 平成26年度清須市一般会計補正予算(第3号)案について、建設部、教育委員会続けて説明をお願いいたします。

伊藤土木課長。

土木課長 (伊藤 良雄君)

土木課の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

議案第51号 平成26年度清須市一般会計補正予算(第3号)案の建設部の所管について御説明申し上げます。

歳入について御説明いたします。8ページ、9ページをお開きください。

19款諸収入、5項雑入、4目雑入、補正額1千731万円の増額につきましては、愛知県施工水場川改修事業関連用地補償金の増額でございます。

続きまして歳出でございます。16ページ、17ページをお開きください。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額1千412万8千円は、一般職給与等の増額で人事異動等に伴う人件費と街路灯管理費の補正でございます。

次に8款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費、補正額1千731万円は市道用地取得費でございます。次に8款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費、補正額904万円は一般職給与等の増額で、人事異動等に伴う人件費の補正でございます。次に4目公共下水道費補正額、739万7千円の減額につきましては、下水道事業特別会計の職員給与等の繰出金の減額であります。

以上で建設部の所管の説明を終わらせていただきます。

建設文教委員会委員長 (浅井 泰三君)

それでは続けて。

浅田学校教育課長。

学校教育課長 (浅田 克幸君)

学校教育課、浅田でございます。

同じ資料の8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。13款国庫支出金、2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金でございます。既定額1億2千450万8千円、補正額55万7千円でございます。3節の幼稚園費補助金でございます。幼稚園就園奨励費補助金の増額でございます。この就園奨励費につきまして、26年度より第2子、第3子についての所得制限が撤廃をされたことに伴いまして、対象者が増となっております。そういったところで補助金のほうも増ということになっております。

続きまして歳出でございます。同じ資料の16、17ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費でございます。既定額2億4千825万3千円、補正額マイナス292万3千円でございます。職員人件費の減が531万2千円でございます。先ほど歳入のほうでも申し上げましたが私立学校等振興費の増ということで、私立幼稚園等就園奨励費補助金の増でございます。238万9千円の増ということで、先ほども申し上げましたが、所得制限の撤廃による第2子、第3子の対象者がふえたということでの増でございます。

ページをはねていただきまして、18、19ページをお願いいたします。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費でございます。小学校整備費の増でございますが、600万円の増でございます。清洲小学校整備費の増ということで、360万円の増でございますが、清洲小学校の隣地の土地の寄附を受けまして、小学校の用地として活用していくということで、民地との境界を明確にするということでフェンスの設置をさせていただくというフェンス設置の工事をさせていただくものがございます。

それから、来年度に向けまして就学してくる子供たちの数のところでクラスが不足をしまっているというところで、現在、学習室として使っております部屋を普通教室として改修をさせていただく費用といったことで360万円でございます。

それから、清洲東小学校の整備費につきましては、140万円の増額ということでございますが、清洲東小学校につきましても来年度入学してくる児童、卒業する児童と相殺しましてクラスが1クラス不足するというので、クラスの改修。それから特別支援学級の対象者がふえるということで、一部特別支援学級の部屋の手入れをさせていただくというものでございます。

それから、星の宮小学校の整備費につきましても、こちらも特別支援学級が1クラス増ということになってまいりますので、こちらの特別支援学級の部屋を整備をさせていただくというものでございます。小学校整備費トータル600万円の増ということでございます。

その下でございますが、10款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園管理費でございます。既定額1億2千470万9千円、補正額640万円でございます。職員人件費は除きまして、幼稚園の事務費の増ということで468万4千円でございます。西枇杷島第1幼稚園の事務費の増でございますが、職員の2人が産休・育休ということで、休んでおります。その代替の職員を雇用しておる賃金の増ということで、1人は年度当初から、もう1人が8月5日より産休・育休に入ったというところでの対応の予算でございます。

西枇杷島第2幼稚園の事務費の増、196万8千円でございますが、こちらも1人の職員が産休・育休に引き続き入ったということで臨時職員を採用するための予算ということでございます。教育部として以上でございます。よろしく願いいたします。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

それでは質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

大変失礼しました。社会教育。

学校教育課長（浅田 克幸君）

委員長、失礼しました。

10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費でございます。既定額1億3千873万8千円、補正額、減額の268万5千円でございます。職員人件費のマイナスが275万1千円。それから文化振興費の増ということで、歴史文化振興嘱託員の報酬の増ということで6万6千円でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

まだ保健は。

学校教育課長（浅田 克幸君）

失礼いたしました。

10款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費でございます。既定額8千57万円、補正額1千86万2千円でございます。一般職給与等の増でございます。3目給食センター費19億7千814万4千円、補正額減額の94万2千円。一般職給与等の減でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

もうないですか。よろしいですか。

では、質疑に入りたいと思います。

岸本委員。

岸本 洋美委員

それでは17ページの土木費のところ、この街路灯の増1千万円、ここの内容について少し御説明いただきたい。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

伊藤土木課長。

土木課長（伊藤 良雄君）

土木課の伊藤でございます。

街路灯管理費の増額1千万円につきましては、中部電力の電気料金の増額に伴うものでございまして、昨年度に比較いたしまして、前年度の同月比の比較をいたしますと12%から19%弱までの増加を伴うものでございまして、今回、本年度26年度いっぱいの見込みといたしまして、平均で14.6%の増額を見込みまして、1千万円の増額をお願いするものでございます。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

岸本委員。

岸本 洋美委員

電気料金の増額ということですが、ほぼこの1千万からそれに値する分の金額ですか。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

伊藤土木課長。

土木課長（伊藤 良雄君）

土木課の伊藤でございます。

電気料金を全て1千万円に充てまして、まだ実は足りませんものは、ほかのものから流用して今回1千万円のお願いをするものでございます。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

岸本委員。

岸本 洋美委員

増額ということですが、これは当初にはこういったことは見込みはできなかったんですか。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

伊藤土木課長。

土木課長（伊藤 良雄君）

当初の見込みでございますけれども、平成26年度当初は前年度比較から見込みまして、平成25年度の予算の約6.2%を見込んで予算を組みましたけれども、実質対前年度月比に対しましては先ほど申し上げたとおり12%から19%弱の増であったということで、今後3月末までを見込みますと、今回お願いする額になるというふうに試算しております。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

岸本委員。

岸本 洋美委員

はい、わかりましたけど、この6.2より、その倍ですよ、12から19%とおっしゃったのは。この増の大幅に増した理由というのはどういうことですか。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

伊藤土木課長。

土木課長（伊藤 良雄君）

これは全国的な問題もございますけれども、原油等の値上がり、輸入燃料費の値上がりに伴いますものと、それから本年5月に料金改正をしましたものの影響が上乘せされていると推測されます。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

岸本委員。

岸本 洋美委員

まあ理由はわかりました。では、来年度予算を組まれるときに、きちっとその辺の見通しといえますか、見込みをきちんとしていただいて、やっぱりこの1千万というのは、かなり大きい金額だと思いますので、その辺のところ、よくよく計画といえますか、見通しをよろしく願います。

以上です。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

じゃあほかにもございませんか。

住田委員。

住田 元紀委員

18ページ、19ページの給食センターのところで、ちょっとこの給食センター費の費用的な

あれについてはちょっと外れますけど、この間、給食、私どもいただきまして、大変好評であったようで、皆さん非常におおむね給食センターについては好評であったと思います。そこで一つ、父兄の皆さんからちょっと違うんじゃないかというあれが一点か二点ありますので、ちょっとその辺についてお伺いしたいんですが、9月の台風のとときに2回台風が来てから給食にしないよと、休むよと、こういうときがありまして、1回目はそこそこのあれなんだけど、2回目は大分前から連絡があつて、実際は台風も来なく、何も来なくてよかったんですけど、今までの小さなこういう給食センターのブロックだったら給食を休むというようなことはなかったんだけど、大きくなったために、欠食、休むということが出てきたと思うんですが、この辺のところ、父兄の方からはちょっとやっていただけたらというふうに、大変だったなという意見もあるのですが、その辺どういような考えておみえになる。ちょっとお聞きしたいんですが。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

櫻井教育部長。

教育部長（櫻井 広根君）

教育部長、櫻井でございます。

台風による2回の中止をしたという事実でございます。その台風も2回とも休みを挟んで週明けを中止したということで、要は気象状況だとか、暴風圏に入るだとか、そういう判断を休みの前に判断をせざるを得ないということで気象状況が一部想定より変わったということで、災害には至らなかったんですけど中止のほうをさせていただいた。中止のほうをさせていただきますと、学校のほうにすぐ連絡して、児童生徒が帰るまでに案内文書を持たせて中止をする。中止をしたんですけども、暴風圏が解除されるような場合は時間帯によって学校がありますということで、そのときの給食の対応というのをあわせて案内をしているというような状況です。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

住田委員。

住田 元紀委員

それで、これ判断は分かれると思いますが、2回給食を休まれた場合の、この給食費というのはどうい、減額、給食費はどういふうにされているんですか。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

櫻井教育部長。

教育部長（櫻井 広根君）

教育部長、櫻井でございます。

給食費は年間の学校での給食回数を年度で想定しまして、それで全体額ということで今いただいておりますけれども、それで、それを月ごとに11カ月というので割ってということですので、全体の中で給食年間回数が減れば、その部分というのは、他の給食をつくるときに食材のほうで調整させていただいて、年額の計画の目標ということで食材を調達させていただくというふうで調整をしております。

以上です。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

住田委員。

住田 元紀委員

ということは、食材で調整して、その余った分をちょっといわゆるいいものを使って調整していくということなんですね、今の説明ですと。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

櫻井教育部長。

教育部長（櫻井 広根君）

教育部長、櫻井でございます。

基本的にはそういうことです。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

住田委員。

住田 元紀委員

そうすると、そういうあれが表に出ないんですけど、何かそういうことで表示をされるということはあるんですか。例えば、こういう2回欠食した分はちょっとこうしたとかいう、皆さんどうなってるんだというようなお話がちょっと聞いたことがありますけれども、そういうことを承知してみえるかな、みんな、どうだろう。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

櫻井教育部長。

教育部長（櫻井 広根君）

承知してみえるとは思いますが、一部お電話を直接いただいたり何かするとき、そういう御質問を受ける場合もありますので、100%は伝わっているかという、そういうことも

ないということ。

あとは、欠食の場合は多く欠食する場合、学校へ来れないだとか、いろいろあります。そういう方についてはこちらのほうの規則のルールに基づいて減額するということはやっていこうと思います。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

住田委員。

住田 元紀委員

それでちょっと関連で、その他に新たに職員さんがふえたことによって、私の地元に野田町橋という橋がありまして、その橋は御承知のとおり車1台しか通れん。すれ違いができないという状況でありまして、最近非常に車の通行量、通勤時間帯が非常に多いということで、ちょっとセンター長の加藤さんにもお願いして寒い中、1時間ほど調査していただいて、約115台、その時間帯に車がここを通ると、そうすると行こうとしておっても待つとかなないといかんという、いわゆる通勤時間帯がいらいらいらするわけです。その中で、ちょっとお聞きしたところ、職員の方が25名から30名ぐらいの方がそこを通られると。こういうこの状況になっておりまして、この給食センターつくるときに、そういう交通アクセスというあれについて、私らも余り聞いてないんですけど、その辺はどうなんですか。アクセス方法を考えてやられたかどうか、ちょっとお聞きしたいんですか。今後、またどうしていくかということをお聞きしたいんですが。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

この件については、五条広域事務組合でも地元で論議はされたところですので、手短にちょっとひとつ、まあ関連ということで受けますが。

教育部長（櫻井 広根君）

教育部長の櫻井でございます。

基本的に通勤というものは、合理的な経路・方法に基づいて、通勤届を出して通勤手当の発生する方は通勤手当をいただいておりますので、先ほど言われますように野田町橋は普通車ですとすれ違いができないと。軽四同士でしたら何とかできる、または安全のために待ってみえる方もみえるというところで、今までの状況よりは給食の調理員だとか、そういう方の一部が交通、通らせていただいておりますので、目に見えたというんですか、混雑関係には、西堤防のほうから渡る車もありますので、今、通勤車調べたところは左岸のほうから

給食センターのほうへ渡るといふふうで、そこでちょっと待ち時間がどうかなといふふうに分析はしておりますけども、今後についてということなんですけども、道路形態が一部で変わってくるということもありますので、そこら辺を見ながら検討していきたいといふふうに考えております。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

住田委員。

住田 元紀委員

最後に建設部のほうにもお願いしたんですけども、橋の改良といいますか、そういうことを含めて、今後一車線しかないものですから、交通アクセスについて安全に渡れるように協議をして、検討していただきたいと、こういう要望しておきます。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

委員長ですが、まあこれ公務災害の関係もあるからそこ野田町橋通っていいかという、進入路として認めているかどうかということも含めて、あそこは一車線だから危険だから通勤の通路にはなっていないよということであれば、何か事故が起きたときには公務災害に適用されんよね。そういうことも含めて一度よく、住田委員の言われることも、まあちょっと関連で申しわけないですけども、よく考えていただけたほうがいいかなと思います。できるだけ早いところをその辺、認めてるかどうかということ、まず一番それ大事だと思います。

時間の都合上、ちょっと近道しとるとか、そういうことであるといざというときにもめごとになりますので、ぜひ住田委員の意見ちょっと参考いただいて、早急にちょっと対策のほうよろしくお願いたしたいと思います。

以上でよろしいですか。

住田 元紀委員

はい。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

櫻井教育部長、どうぞ。

教育部長（櫻井 広根君）

先ほど、私、原則的には合理的な経路でということ、手当の問題もありますし、通勤手当の関係もありますし、今、御指摘の通勤途中の災害の関係も当然出てきますので、私のほうだけで良いわけではなくて、根本的なところの人事のほうの関連も当然ありますので、そうしたところ

もよく密接に調整して対応していきたいというふうに考えています。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

はい、お願いします。その危険な場所だということも含めて、よく検討いただけたと思います。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

成田委員。

成田 義之委員

関連でいいですか。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

はい、関連は今日時間ありますから、たっぷりやりましょう。どうぞ。

成田 義之委員

今のお話で、野田町橋の話ですけど、あれ歩道がありますよね。歩道を取ることはできないんですかね。歩道を取っていくわけには。本当に楽にすれ違いができるから。それとも、歩道をもう少し縮めればいいってことだね。あんな広い歩道必要ないと思うんですが、どうですか、その辺。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

川松建設部長。

建設部長（川松 来君）

建設部長の川松でございます。

橋自体は持つと思うんです。ただ、歩行者の安全とかを考えると、幅員をどう考えるかというのをちょっと一遍検討しないといけないなと今思うんですが、取ることは可能かと思います。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

成田委員。

成田 義之委員

僕が見てる限り、歩道を通ってる人なんてほとんどいない、ゼロとは言わんけど。それで、もしいたら、ちょびつと橋で渡らせるの、ちょつとこう鉄骨で出せば、あんなのは簡単にできるんじゃないかなと思うんですけど、まあ歩行者の出入りはほとんど少ない。私、通るたびに见てるけども、ほとんど通ってない。ジョギングする人がたまに通る程度で。だから、しょっちゅう車が通るわけじゃないもんで、あの歩道取ってしまえば別に問題ないんじゃないかと思うんだけど、どうですか、取られたら。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

川松建設部長。

建設部長（川松 来君）

建設部長の川松です。

一遍検討します。

成田 義之委員

いやいや、検討なんかする必要はない。取るか取らんかということで。取ればいいんだよ。

建設部長（川松 来君）

ちょっとそこまで返事が。

成田 義之委員

「あはは」で終わったんだけど、私はちょっと。せつかく副市長さんも隣におられるんで恐縮ですけども、視察に来られてるケースはこれあるんですか。新しい給食センターできましたわね。我々もよくあっちこっち視察、どこかいいところないかというので探していただいて視察行く。大体、僕らが視察に行くと手厚い視察をしてくれるわけ。だから、お菓子からジュースから買って、そういう状態ですよ。来てなきゃ別ですよ。視察に来られたときのそういう手厚いもてなしはしておられるかどうか、ちょっとお聞きしたい。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

加藤学校給食センター管理事務所長

学校給食センター管理事務所長（加藤 嘉一君）

給食センター、加藤です。

視察はセンターを開設してから、市内の小中学校のPTAさんも含めて19回、19件といただきますか、視察をお受けさせていただいていました。そのうち、今、委員の言われるおもてなしということを言われますが、他の市からおみえになった議員さんにつきましては研修室の湯茶の接待はさせていただいたと思いますが、あとはそのようなあれはございません。

以上です。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

成田委員。

成田 義之委員

委員長、こんな質問して申しわけないけど、よそは商工会のこのパンフレットを置いたり、例

えば清洲もなかを置いたり、このパンフレットを、そういうことを一生懸命PRされるわけよ、視察に来て。例えば、清須市はそういうものはないのでいかんかもしれんけど、土田かぼちゃもありますので、例えば大根もありますよとか、そういうPRを結構されるんだね、研修へ行くと、地元の食産物というのか。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

今の件、この間、他市から議員視察があったんです、給食センター。そのときは事務局がちょっと対応して、お茶だけではなくて事務局が対応してると思うものですから、ちょっと事務局長のほうから。

議会事務局長（木村 克範君）

議会対応といたしましては、他市から岩見沢市と羽島市、2市を議員さん受け入れました。そのときには、清洲もなか、それと市のパンフレット等をお持ちして広報活動を努めておりますし、今言われるおもてなしのほうもいたしております。よろしく願います。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

成田委員。

成田 義之委員

まあそれぐらいかな。まあそんなないからね。よそは結構いろんな対応して人気投票があるもので、僕らもこの前、この委員会で言ったときもかなりそういう何と言うかPRしていただいて、丁重だったりとか、うちの場合は議長さん、副議長さんおられるから対応しておられると思うんだけど、せつかくこんな立派な19件もきてみえるなんてことは夢にも思わなかったけども、これからもあつたら手厚く対応していただけるお願いをしたいと思います。

それともう1点、これ4つから1つになったわけですね。これ削減というのはどれぐらいの効果があるんですか。ざっくりで結構です。削減効果。

それと、もう1つ、トラブルがなかったかどうか。トラブル、ちょっとしたトラブル。裏づけはないですけど。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

加藤学校給食センター管理事務所長

学校給食センター管理事務所長（加藤 嘉一君）

給食センター、加藤です。

予算の前年度の対比は、まだちょっと年間を通じておりませんので、はっきり調べておりませ

るので申しわけございません。

あとのほうのトラブルにつきましては、私の知る限りではないように思います。移行をされた方、旧センターから新センターへ調理員さんが移行していただいたんですけども、その1校1校、お2人、2名がお辞めになりましたが、それもセンターの待遇での不満じゃないように少し私は聞いておりますので、特にトラブルはないように私は思っております。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

補足がありましたら。

櫻井教育部長。

教育部長（櫻井 広根君）

トラブルという、大きくというのではないんですけども、本当に小さなトラブルというのか、新しい機器で慣れていないから、そのメンテナンスだとかそういうところで時間を要しちゃったとか。新しくそういう釜や何かに入れるときに、そういう慣れてない部分があって、少し時間が遅れたとか、配送のときに、どの道路がどういう時間帯に混雑がするかというようなこともあって、ちょこっと遅れぎみになったとか、配送車を車つけたときに不慣れというところもあって、現場とのすり合わせでということでも多少の時間を要したとか、そういう小さなものについては、その時々持ち帰って、それを修正をしながら運営をしているという状況です。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

成田委員。

成田 義之委員

予算的にはどうですか。ざっくり言ってどれぐらい削減ができたかということをお聞きしたいんですけども。それともう1つは今おっしゃったように、配送でちょっとトラブルがあったということをお聞きしたもんですから、まあその程度やと、大した時間じゃないということでもよかったと思いますけど。削減のほうはどうですか。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

いいですか。ちょっとこっちは補足ということで、今、加藤所長がまだ対応できないということでも先ほど答えられたんですけど、部長のほうで何か。同じでよろしいでしょうか。

教育部長（櫻井 広根君）

私のほうも伝票なんかいろいろ回っておりますけれども、まだ実際支払いや次のものもございませんので、対応のほう、しっかりやっていきたいということで、これからしっかり続けていき

たいと思います。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

よろしいですか。

成田委員。

成田 義之委員

4つが1つになったということで、来年度予算のときにできたらでいいと思うんですけど、関連でいいとおっしゃったから1つ聞かせていただきます。

今まで4つありましたわね。その中の備品も使えるものを使ったということで、あとの備品についてはどうされたんですか。あれステンレスで高価なものですので、どういうふうな処分の仕方をされたかちょっとお聞きしたい。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

櫻井教育部長。

教育部長（櫻井 広根君）

教育部長、櫻井です。

解体関係の積算の中にステンレス、鉄、アルミというふうで見込みの数量が出て、それに処分費ということで積算をして、それをマイナス提示を、お金になるということで、そういうふうで工事のほうを進めさせていただいております。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

成田委員。

成田 義之委員

では明細はどうですか、それじゃあ。鉄が何ぼで、アルミが何ぼで、ステンレスが何ぼ、全体で幾らのそうした削減について。削減したものについて、残ったもので逆算したということですよ。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

櫻井教育部長。

教育部長（櫻井 広根君）

全てのところはちょっと記憶ございませんけども、今、隣の体育館だとか3施設関係、その中の積算をしている今の鉄、アルミとステンレスなんですけれども、800か900万ぐらいという、ちょっとうる覚えなんですけども、単価はそれぞれに違って、それも2段階ぐらいに固ま

りの状況によって違うような積算がされておりましたので、それ全部足し込むと800から900万ぐらいの減に。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

成田委員。

成田 義之委員

私、質問したのは給食センターの中の備品のステンレス、あれは本当に一般にはあれですか、出されなかった、全てそのままの状態で解体に取りかかったと、こういうことですか。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

よろしいですか。

成田 義之委員

出したんでしょ。

その解体分に含んどるんじゃないんじゃないかな。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

櫻井教育部長。

教育部長（櫻井 広根君）

今の大きな釜だとか、大きな流しの関係は別なんですけども、小物、ざるだとか、たらいだとか、そういうような地域の防災関係だとか防災力だとか、使えるであろうというものを集めまして、体育館のほうに寄せまして、9月末に市政推進委員さんに案内を差し上げて、現物を見ていただき、体育館の椅子とか机も含めてですけれども、そういうものを払い下げというような形で地域で利用していただきました。

成田 義之委員

ああ、それはどうもありがとうございます。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

いいですか。成田委員。

成田 義之委員

以上です。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

よろしいですか。では当局もよろしいですね。

ではほかに質疑を。

はい、どうぞ、渡辺委員。

渡辺 秀人委員

18、19ページ小学校の整備についてちょっとお伺いしますが、これ特に下段の清洲東小学校、星の宮小学校ですね。まあ先ほどの説明だと特別支援教室の増築とか整備という話だったんですけど、これ来年の4月からのための準備を今やると、そういう認識でいいんですか。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

浅田学校教育課長。

学校教育課長（浅田 克幸君）

来年度からの就学、それから今、在校児童でも来年度は支援級へということで、ただいまの教育支援会議ですとか、そういったことも行っておりますので、新入学児童も含めて来年度の準備ということでさせていただいております。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

渡辺委員。

渡辺 秀人委員

まあそれは結構なんですけど、ふえるということは児童もふえるということですよ。そういう対象の児童がふえるということであるわけですよ。だから、要は教育の質の問題なんですけど、当然先生方も配備は当然お願いするということなんですけど、そんなに対象人数は多くないんじゃないかなと思うんですよ。実際知りませんよ、一般的には。だけど、そうすれば、かと言って対応というか、個体差が相当今の御時世ですからいろいろあるわけです。それに対して先生方が本当に適切に対応できるかということ、なかなかそのノウハウの問題も含めて、今は千差万別ですよ。ここの中には、ちなみにその発達障害といわれる部分の人たちが、今この清須市の待遇の中で入ってくるのかどうか。昨日もちょっとテレビでやってましたよね。発達障害で特異な部分、いろいろ一般的な人を円とすると、そうじゃなくてコミュニケーション能力とか著しく落としても落ちて、一方でのその能力は突出すると。それは聴覚的であったり、あるいはその視覚的な分野であったり、もろもろあるんですと言われてますよね。まあいろんな本にそうやって書いてある。そういう部分からすると、そういう人たちで発達障害と言われた人たち、ここの中に入るのかどうかですね。そういう特別支援というところに。そういう選別の方法になっているのかどうか、ちょっとお尋ねします。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

浅田学校教育課長。

学校教育課長（浅田 克幸君）

学校教育課、浅田でございます。

まず、今、実際に診断名がついているお子様もありますし、実際そうでない病院等で診断を受けていないお子様もたくさんおみえになります。現状として新入学につけては就学児健診、あるいは教育支援会議、その前に担当の職員が関係をする保育園、幼稚園、私立の幼稚園も含めてでございますが、訪問をして気になるお子様の状態や何かを見せていただいて、あとは保護者の方と御意向の方を確認をさせていただいたり、教育について相談を、早期の教育相談ですとか、この就学前の教育相談を受けていく中で、特別支援学級への就学ということになればそちらのほうの学級へ入っていただくということと、あとは種別によって肢体ですとかそういったクラスの増ということも一部にはございます。

以上でございます。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

渡辺委員。

渡辺 秀人委員

発達障害だと、ちょっとわかりづらいところあるんですよね。そこから対象に漏れるって毎回出てくると思うんですよ。そのこの区別の問題だと思いますが、会議にかかわらないということが随分あると思いますよね。中にはそれはいじめだという話にも結びついたというのを昨日のテレビの中でやってましたけど、それはあり得る話だと思うんです。そうしたことでの振り分けということについて正しく本当にできるのか、あるいは現場の先生が、そういう発達障害の認識ができるのかということですよ。その辺もちょっと懸念があったんで、新たにちょっと確認したということなんですよ。

その発達障害についての答弁と、あと通常のこれまでの肢体だけじゃなく、それが知的に反映してダブルでということも中にはあるかと思いますが、そうした点でのいわゆる先生の対応ですよ、ノウハウもあります、個性差があつて。そこについて、本当は拠点的に市としても教育委員会一つにまとまったんで拠点校的なところでちゃんとそれが習熟された先生方が複数人数いて、相互に連携をするという体制が本来的には特別支援だということからすれば好ましいんじゃないかなと思うんです。従来その各町の小さなところでの特別支援というのは止むを得なかったとありますね。教育委員会またいでというのはなかなか難しかった。市になってからの特異性と

いうのを出せるような体制ということに工夫をすればなるんじゃないかなと思うんです。そうすればこれ分けなくても、ひよっとするといいかもしれないということも含めてなんです、そういうビジョンがあるのかどうか、ちょっと確認します。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

浅田学校教育課長。

学校教育課長（浅田 克幸君）

学校教育課、浅田でございます。

まず今、おっしゃられた学校の先生方の能力と申しますか、そういったところは今、管理職を対象とした、そういった特別支援に関する研修ですとか、そういったこともやっております、校内での対応もやっていくようにと。ただ、それが十分であるかといえますと、まだまだこれからもそういった勉強も先生方に教えていただかなければいけないというふうには認識をしております。あと、スクールカウンセラーですとか、特別支援の巡回指導員の先生もおみえになりますので、そういった先生からの御指導だとか、そういった中で学校それぞれが今、対応しているということで先ほど申し上げましたが、十分ではないということでございますが、これからも引き続き、そういった特別支援に関する学習を教職員もやっていく必要があるというふうには考えております。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

渡辺委員。

渡辺 秀人委員

もちろんなんですけれども、それをやっても個体差が随分あるよと。それが少人数であれば、あっちこっち先生方の体制も少ない人数でしょう。要するに経験が不足するということです、私が言いたいことは。経験不足するようなことをやらなくても、そこで同時に複数の先生方の対象でそういう教室を見るようなことになっていけたほうが、より実績、それから先生方のいわゆる経験測も膨らんでくる。そういう前提の中で拠点校的な位置づけということも考えるべきではないかというような趣旨で、今はこうやって体制進んでいるわけなんですけれども、やっぱり教職員は全体の中で責任を持つてる体制というのは、やっぱり個別にばらばらというのは非常に対応する先生の能力に全て委ねざるを得ない。それ、御本人が勉強していただくのはもちろんですけども、それでも、その範囲にとどまらざるを得ない、それが複数先生方の専門性の高い人たちを同じ場所に置くことになれば、結果的にはもっといい体制がとれる。もちろんそこに通学の配慮とい

うことは必要ですよ。それはまた別の課題でいいんですけども、しかし、そういうことのほうがよりいいのではないかなという多少の考えもありますので、あえてちょっと質問をさせていただきます。いずれにしても県教育の課題ということだと思いますので御検討いただければと思います。ありがとうございました。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

それではほかにございせんか。

村瀬副委員長。

建設文教委員会副委員長（村瀬 勝哉君）

済みません。小学校整備費の中ですが、清洲小学校の方、学習室をまた普通教室にするということで、この非常に土田とか花水木のあたり、児童数がふえて、今後の予想がちょっとつかないかもわかりませんが、これで清洲小学校のほう足りるものでしょうか。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

浅田学校教育課長。

学校教育課長（浅田 克幸君）

学校教育課、浅田でございます。

清洲小学校の方、確かにクラスは特別室、学習室などを普通教室への転換をさせていただいておりますが、来年度の今、予定では30クラスの予定となっております。28年度には今の見込みでは1クラス減になる予測をさせていただいております。その後、また若干の伸びを予測はしておりますが、ここ数年先までは何とか現在の校舎の中で対応はできるというふうに認識をいたしております。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

村瀬副委員長。

建設文教委員会副委員長（村瀬 勝哉君）

以前、小学校の建てかえというお話もずっとあったと思いますが、かなり古いというお話もありましたので、その辺をまた今後、いろんな問題で検討の余地があると思いますので、その点も含めて考えていただきたいと思います。

要望で結構です。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

ではほかにも。

小崎委員。

小崎 豊委員

今の関連なんですけれど、清洲小学校の整備費のこの360万、これはあくまでも教室の部分だけ。先般、旧清洲町時代の方からお聞きした中で、学校の施設の特に外壁等でかなり大きな不備な点があると、危険な部分があるということを指摘されたんですけど。その辺はつかんで見えます。建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

では、冒頭をお答えの部分と合わせてお願いします。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

浅田学校教育課長。

学校教育課長（浅田 克幸君）

学校教育課の浅田でございます。

清洲小学校の整備の部分で360万円のうち、先ほど申し上げましたが、学校の隣接地の土地の御寄附をいただきまして、それを学校用地として活用していただくために民地との境界を明確にするという意味もありまして、フェンスを設置をさせていただく。その工事費も含めて、この補正予算を要求をさせていただいております。

それから、今、小崎委員がおっしゃった件につきましては、11月22日、土曜日の日であったと思いますが、学校公開の日でございましたが、校舎の2年の4階部分のへりから少しコンクリの塊が落下したということがございました。幸いけが等はございませんでした。そこで休み明け、連休でございましたので、休み明けにすぐ部長と私と担当と現場へ出向きまして、学校のほうもすぐさま子供たちが校舎へ近づかないような、くいとロープで、まず対応をしていただいております。火曜日はたまたま、その土曜日の振りかえということで休みでございましたので、その日に南面に昇降口が4カ所ございます。その昇降口に足場の資材を使いまして、上からそういったものがもし落ちてきた場合でも子供たちが守れるようにということで、とりあえずアーチ型といいますか、コの字型の足場の機材を使ったものを4カ所設置をさせていただきました。それで今週末でございますが、初めて今の外壁のたたいて浮いてるようなところはもうすぐに撤去をします。あとのり面のそういった外壁のところで一応たたきまして、打診の調査も行って、浮いているようなところは撤去をするということで、こちらはすぐ予備費のほうで対応をさせていただくということで、予定をさせていただいております。

以上でございます。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

小崎委員。

小崎 豊委員

先ほど村瀬副委員長のほうからもありましたけども、大変年数的にも随分たっていると。今回、事故がなかった、けが人が出てなかったからよかった。でも今回、応急的なものなのか、やはりその辺の何て言うんですか、危険度をどのぐらいに感じてみえるのか。今回けが人がなかったからよかったんじゃ、今悪い部分を直しますというのか、やはりもうちょっと細かい部分のチェック、全体の。手すり等においても、ひよっとしたら大きなさびがきて、危ないんじゃないとか、そういう施設のチェックというのは今はどれぐらいなされているのか。

今回、実際に落下したということを教職員の人は全く今まで落ちそうだという気配がなかったの。その辺はどういうふうにつかんでみえます。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

浅田学校教育課長。

学校教育課長（浅田 克幸君）

学校教育課、浅田でございます。

教職員の方々も落ちそうだという認識はなかったかなというふうに思っております。それで、今年度でございますが、これから契約のほうをさせていただくんですが、校舎のコンクリートですとか、鉄筋などの中性化ですとか劣化度、こういった調査を行いたいと思っております。その結果を受けまして、そんな悠長なことは言っておられませんので、早い段階でどうするべきかというこの判断を清洲小学校はもちろん筆頭でございますが、市内の小中学校の学校施設の長寿命化ですとか改築等について、早急に契約といいますか、あり方を問うてまいりたいというふうに考えております。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

小崎委員。

小崎 豊委員

今、学校教育課長のほうから出ました小中学校は今後調査をしていくということですけど、その他にいろんな公共の施設が市内にはあると思うんですけど、所管をまたいだ全体の範囲の中で、やはり教育委員会ばかりじゃなくて、福祉、いろんな担当の施設があると思うんですけど、特に物によっては古い物も結構あるかと思えますけど、その辺の安全性という分も含めて、全体でや

っぱりできたら調査を、教育委員会だけじゃなくて、全体でしていただきたいと。その辺が、もうちょっと輪を広げていただきたいということを要望して、以上です。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

では、ほかに質疑はございませんか。よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

それでは、質疑を終わります。

平成26年度清須市一般会計補正予算（第3号）案の所管分について採決いたします。

では、原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

< 挙 手 全 員 >

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、議案第51号、本案については、原案のとおり承認されました。

あと、残り二つですので休憩なしで、トイレ休憩の方は行っていただいて結構ですので、よろしくをお願いいたします。

それでは次に、議案第54号 平成26年度清須市下水道事業特別会計補正予算（第2号）案について説明をお願いいたします。

宮崎建設部次長。

建設部次長兼上下水道課長（宮崎 稔君）

上下水道課長の宮崎です。よろしくお願いいたします。

下水道事業特別会計補正予算（第2号）案について御説明いたします。一般会計、特別会計、補正予算及び説明の56ページ、57ページをお開きください。

歳入の補正を御説明させていただきます。4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、739万7千円の減額の補正につきましては一般会計からの繰入れであります。

次に歳出について御説明いたします。1枚はねていただきまして、58ページ、59ページをお願いいたします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、739万7千円の減額の補正につきましては、4月の人事異動及び人事院給与勧告に基づく給与改定に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

それでは質疑を承ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

ありがとうございます。じゃあ質疑を終わります。

平成26年度清須市下水道事業特別会計補正予算(第2号)案について採決いたします。

原案に賛成の方の挙手をお願いします。

< 挙手全員 >

建設文教委員会委員長(浅井 泰三君)

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって、議案第54号、本案については、原案のとおり承認されました。

続きまして、議案第55号 平成26年度清須市水道事業会計補正予算(第1号)案について説明をお願いいたします。

宮崎建設部次長。

建設部次長兼上下水道課長(宮崎 稔君)

上下水道課長の宮崎です。

平成26年度清須市水道事業会計補正予算(第1号)案について御説明いたします。

水道事業会計補正予算(第1号)案の8ページ、9ページをお開きください。別冊のほうになっておりますが、よろしくをお願いいたします。

予算第3条に定めた収益的支出の補正について御説明いたします。1款水道事業費用、1項営業費用、4目総係費、10万2千円の増額の補正額につきましては、人事院給与勧告に基づく給与改定に伴う補正でございます。次に、第4条に定めた資本的支出の補正について御説明いたします。1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備工事費、59万9千円の増額の補正予定額につきましては、人事院給与勧告に基づく給与改定等のものに伴う補正でございます。

以上で水道事業会計補正予算の説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

建設文教委員会委員長(浅井 泰三君)

ありがとうございました。

それでは、質疑のほう承ります。質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

はい、じゃあ質疑を終わります。

平成26年度清須市水道事業会計補正予算(第1号)案について採決をいたします。

賛成の方の挙手を求めます。

< 挙 手 全 員 >

建設文教委員会委員長（浅井 泰三君）

ありがとうございました。全員賛成でございます。

よって、議案第55号、本案につきましては、原案のとおり承認されました。

ありがとうございました。

では、以上で建設文教委員会に付託されました全議案についての審議は終了いたしました。

これをもちまして建設文教委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

（ 時に午前11時44分 閉会 ）

清須市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成26年12月11日

建設文教委員会委員長 浅井泰三